（かじ取装置）

第253条の２　かじ取装置（ハンドルバー方式のものを除く。）の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第65条の３の告示で定める基準は、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であることとする。　（新設）

（座席ベルト等）

第254条の２　座席ベルトの取付装置の強度、取付装置等に関し、保安基準第66条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。　（新設）

一　当該原動機付自転車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

二　振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。

三　取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

四　乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

五　座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

２　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第66条の２第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則6.及び7.に限る。）に定める基準とする。

（頭部後傾抑止装置）

第254条の３　追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の運転者の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第66条の３の告示で定める基準は、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の3.4.2.、3.4.3.1.及び3.4.4.の規定中「800㎜」とあるのは「700㎜」と、3.4.3.2.の規定中「750㎜」とあるのは「650㎜」と読み替えることができるものとする。　（新設）

（車体）

第258条の２　車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の２第１号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。　（新設）

一　車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。

二　車体は、著しく損傷していないこと。

三　座席の地上面からの高さが500㎜未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上１ｍ以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300㎜以上、幅250㎜以上のものにあっては、この基準に適合するものとする。

２　車体の外形その他原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の２第２号の告示で定める基準は、車体の外形その他原動機付自転車の形状が、回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、原動機付自転車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる２平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものは、この基準に適合するものとする。